

議案第 1 0 4 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 9 条関係）						別表第 1（第 2 9 条関係）					
種別	区 分	基準	金 額		備 考	種別	区 分	基準	金 額		備 考
			市が収 集、運 搬及び 処分す るもの	市が処 分のみ するも の					市が収 集、運 搬及び 処分す るもの	市が処 分のみ するも の	
[略]						[略]					
その 他の 一般 廃棄 物	普通世 帯から 排出す るもの （搬入 量 1 回 に <u>1 0</u> <u>k g</u> 超 から）	[略]		<u>2 4 0</u> 円	[略]	その 他の 一般 廃棄 物	普通世 帯から 排出す るもの （搬入 量 1 回 に <u>1 0</u> <u>0 k g</u> <u>以上</u> か ら）	[略]	<u>2 0 円</u>	[略]	
	[略]						[略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間、この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの（搬入量 1 回に 1 0 k g 超から）の款中「2 4 0 円」とあるのは、「1 0 0 円」とする。
- 3 令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間、改正後の条例別表第 1 の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの（搬入量 1 回に 1 0 k g 超から）の款中「2 4 0 円」とあるのは、「1 8 0 円」とする。